

攻撃技術情報の取扱い・活用手引き（案）及び、秘密保持契約に盛り込むべき攻撃技術情報等の取扱いに関するモデル条文案に対する意見募集要領

令和5年11月22日
経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

サイバー攻撃が高度化する中、単独組織による攻撃の全容解明は困難となっており、攻撃の全容の把握や被害の拡大を防止する等の観点からサイバー攻撃に関する情報共有は極めて重要です。このため、経済産業省では、関係省庁と連携して、サイバー攻撃を受けた被害組織がサイバーセキュリティ関係組織とサイバー攻撃被害に係る情報を共有する際の実務上の参考となるガイダンス（「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス」）を今年3月に策定・公表したところです。

他方で、被害組織自らによる情報共有には、被害組織側に自らが受けられる情報共有メリット以上の調整コストが発生する等の課題があります。そこで、被害組織を直接支援する専門組織を通じた速やかな情報共有の促進が重要となりますが、専門組織を通じた情報共有を促進するためには、①秘密保持契約による情報共有への制約、②非秘密情報からの被害組織の特定・推測の可能性の課題に対応する必要があります。

こうした課題に対応するため、経済産業省では、「サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会」を開催し、被害組織自身による情報共有ではなく、被害拡大防止に資する専門組織を通じた情報共有を促進するための必要事項の検討を行い、今般最終報告書を取りまとめました。本報告書では、情報共有の重要性と現状の課題を踏まえ、サイバー攻撃の被害企業の同意を個別に得ることなく速やかな情報共有の対象となり得る「攻撃技術情報」についての考え方を整理し、そうした考え方に基づく専門組織間での円滑な情報共有を提言しています。

本報告書の提言を補完する観点から、被害個社名等を推測可能な情報を除く非特定化加工の方法など専門組織として取るべき具体的な方針について整理した「攻撃技術情報の取扱い・活用手引き（案）」をとりまとめるとともに、円滑な情報共有の促進に向けて、専門組織が非特定化加工済みの攻撃技術情報を共有したことに基づく法的責任を原則として負わないことをユーザー組織と事前に合意するための秘密保持契約に盛り込むべき条文案（秘密保持契約に盛り込むべき攻撃技術情報等の取扱いに関するモデル条文案）を提示しました。今回、これらの「攻撃技術情報の取扱い・活用手引き（案）」及び「秘密保持契約に盛り込むべき攻撃技術情報等の取扱いに関するモデル条文案」について、広く国民の皆様から御意見を頂きたい、以下の要領で御意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

また、御提出いただいた御意見については、整理した上で検討の結果を公表することとしておりますが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承願います。

2. 意見公募の対象

- 「攻撃技術情報の取扱い・活用手引き（案）」
- 「秘密保持契約に盛り込むべき攻撃技術情報等の取扱いに関するモデル条文案」

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和5年11月22日（水）～令和5年12月22日（金）（必着）

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：bzl-cyber-madoguchi@meti.go.jp

（電子メールの件名を「攻撃技術情報の取扱い・活用手引き（案）等に対する意見」として下さい。）

※ 電話での御意見の提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様から御提出いただいた御意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、御提出いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただいた御意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

**「攻撃技術情報の取扱い・活用手引き（案）」及び、「秘密保持契約に盛り込むべき
攻撃技術情報等の取扱いに関するモデル条文案」に対する意見**

| | |
|--|------------------------------|
| [氏 名] | (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) |
| [住 所] | |
| [電話番号] | |
| [電子メールアドレス] | |
| [御意見] | |
| ・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） | |
| ・ 意見内容 | |
| ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） | |